

入札説明書

下記の入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加するものは、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記 13 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和7年6月5日（木）

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度 検査用消耗品購入単価契約
詳細は契約書案及び仕様書のとおり
- (2) 契約期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 競争入札に参加するものに必要な資格に関する条項

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格「薬品・医薬品・医療用品類・医薬品」または「薬品・医薬品・医療用品類・医療用消耗品」を取得している者であること。
- (3) この公告の日から下記7に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置を受けていない者であること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(5) 別添「令和7年度 検査用消耗品購入単価契約仕様書」の内容を契約締結の日から確実に履行できる者

(6) 紙入札（見積）参加届出書（様式第1号）を2部事前に提出し、入札参加の承認を得た者

4 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

5 入札の方法

本入札については、複数品目の単価契約品の調達を要することから紙による入札を行い、大分県共同利用型電子入札システムによる入札書等の提出は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

(1) 入札参加申請期限 令和7年6月12日（木）午後5時まで

(2) 入札金額の提出期間 入札参加の承認を受けた日から令和7年6月16日（月）午後5時まで

(3) 入札金額を入札書（第3号様式）に記入し、提出すること。

(4) この入札については、大分県電子入札運用基準（物品・役務）を熟知のうえ参加しなければならない。なお、入札後に入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 入札書は単価（税抜）金額を記入すること。

(6) すべての金額（税込）に年間見込数量を乗じて年間見込総額を算出し、年間見込総額の合計額が最も安価な見積者を、契約相手方に決定する。

6 入札説明書等に関する質問等

(1) 質問方法

質問は、質問書（第2号様式）により、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで行うこととし、FAXの場合は必ず電話により着信を確認すること。なお、文

書には担当者の部署、氏名、電話及びメールアドレスを漏れなく記入すること。

(2) 質問の提出先

下記 12 に示す担当部局とする。

(3) 質問の受付期間

令和7年6月5日(木)から令和7年6月10日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(4) 質問の回答方法

質問に対する回答内容については質問者以外の入札参加申請を行った者全員にも質問者名を伏せた上で令和7年6月11日(水)に電子メールで送付する。

7 開札

(1) 開札場所

大分県総務部県有財産経営室

(2) 開札日時

令和7年6月17日(火)午前10時

(3) 再度入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。再度の入札は1回とする。この場合において、再度の入札は、入札金額の入力期間、開札日及び最低入札価格を別途通知するものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

9 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

(3) 再度入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。

12 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井 14-1

大分県東部保健所 健康安全企画課 総務班

電話 0977-67-2511

FAX 0977-67-2512

Email a12080@pref.oita.lg.jp